

懲戒の手續に付された事案の公表について

2024年（令和6年）7月4日

福岡県弁護士会

会長 徳永 響

本日、福岡県弁護士会は、当会会員である東武志（登録番号14112）に対し、弁護士法第56条第1項に定める、弁護士法及び日本弁護士連合会の会則に違反し、当会の秩序又は信用を害し、弁護士としての品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法58条第2項の規定に基づき、綱紀委員会に事案の調査を求めたことを、懲戒手續に付されたことの公表に関する会規（会規第27号）第2条第2項により、下記のとおり、公表しました。

記

1 対象会員の氏名等

氏名 東 武 志 （あずま たけし）

登録番号 1 4 1 1 2

事務所の名称 典士法律事務所

事務所の所在地 福岡市博多区祇園町1-20 STARBLD祇園2階

2 当会の綱紀委員会に対する調査請求の理由の要旨

対象会員の事務所は、対象会員1名のみしか所属していない法律事務所であるところ、令和6年2月ころより、投資詐欺等の案件を中心にネット広告による集客を行い、多くの事務職員を雇用し、同種案件の相談・受任を行い、同年3月1日の病気による対象会員の入院以降もこれを継続したものであるが、

(1) 禁止される広告を行ったこと

そもそも、投資詐欺等の案件では加害者の特定が困難で、口座名義人の連絡先等の情報を把握できても、加害者に口座を譲渡しているだけのケースが多く、その責任は必ずしも明確ではなく、返済する資力がないことなどから回収が困難である事情が存在する。

しかし、対象会員の事務所のホームページでは、投資詐欺等の案件について事実

に合致していない返金実績を表示し、また、対象会員の同種案件での経験を誇張して依頼を促す表示をしていたものであって、これらの広告は、投資詐欺等の被害者に対し、あたかも対象会員に依頼すれば高額を回収できる可能性が高いかのような誤認又は過度な期待を抱かせるものである。

よって、対象会員が行った上記広告は、「事実に合致していない」広告として、日本弁護士連合会の弁護士等の業務広告に関する規程第3条第1号において禁止される広告に該当するとともに、「誤導又は誤認のおそれ」「誇大又は過度な期待を抱かせる」広告として、同条第2号及び同第3号で禁止される広告に該当する可能性が高い。

(2) 受任の際の説明義務違反

対象会員は、投資詐欺等の案件を受任するにあたり、依頼者に対し、単にその受任意思を確認するのみで、自ら被害内容の聴取や弁護士報酬及び費用の説明をしたことはなく、当該案件における個別事情に基づいて、事件の見通しや処理の方法について、適切な説明をしなかった。

よって、対象会員の上記行為は、事件の受任にあたり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通しや処理の方法について適切な説明をすることを義務付ける弁護士職務基本規程第29条第1項に違反する。

(3) 非弁提携行為等

対象会員の事務所の投資詐欺等の案件の事件処理としては、依頼者から振込先口座の情報を取得し、金融機関に対して振込先口座の取引停止（凍結）を求め、弁護士法23条の2照会（以下「23条照会」という。）又はその他の方法により、振込先の口座名義人を特定し、口座を凍結された口座名義人との間で返還交渉を行うというものである。

しかし、対象会員は、23条照会以外の方法による口座名義人の特定、その相手方が交渉相手として適切であるかどうかという判断、口座名義人が判明した後の返金交渉に一切関与せず、事務職員がこれらを行っていたもので、事務職員に自己の名義を利用させており、対象会員はその指導及び監督を全くできていない。

これらの状況は、対象会員の入院後、特に顕著である。

よって、上記対象会員の行為は、非弁護士との提携の禁止を定めた弁護士法第27条及び同条と同旨を定める弁護士職務基本規程第11条に違反するとともに、事

務職員等の指導監督を義務付ける弁護士職務基本規程第19条にも違反する。

3 綱紀委員会に調査請求をした日

令和6年6月25日

4 対象会員の意見陳述の有無及びその内容

令和6年5月21日及び同年6月4日、当会は、対象会員に対し、業務上の預り金等の取扱いに関する規程第11条第2項に基づき、懲戒事由について意見を述べる機会を与えたところ、対象会員の代理人が同月21日付書面にて、一部誤りや不適切な点があった広告は改めており、解決事例は存在するので追って説明する、詐欺の手口、被害内容については依頼者からライン、メール等により情報を得ており、処理の方法についての依頼者への説明は対象会員の責任において行っている、非弁提携の事実はなく処理方法の最終判断は対象会員の責任において行っている等の意見を述べた。

また、同月25日、当会は、対象会員に対し、本件公表について意見陳述の機会を付与したところ、対象会員の代理人が同年7月1日付書面にて、現時点において投資詐欺案件の集客等をおこなうウェブサイトのページは閉鎖し、同案件の受任停止をしているから公表の理由や必要性がない等との意見を述べた。

5 その他被害拡大防止のため必要と認められる事項（電話相談窓口の設置）

当会は、対象会員の依頼者等からの相談に対応するため、次のとおり、電話相談窓口を設置する。

日時 令和6年7月5日（金）～7月19日（金）の平日（土日祝日を除く）

午後1時～午後4時

電話番号 092-741-6416（代表電話）